

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例案

令和3年(2021年)6月21日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例

札幌市証明等手数料条例(昭和21年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表7の2の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

(理 由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行に関する手数料を徴収することができることとされたことに伴い、個人番号カードの再交付に関する手数料に係る規定を削るため、本案を提出する。